

はじめに

日本国憲法における基本的人権の一つである職業選択の自由、すなわち就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性と能力に応じて職業を選べることです。

企業は、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、就職の機会均等の確保を図る当事者として、同和関係者、女性、障がいのある人、高齢者、外国籍の人など全ての人の立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した公正な採用選考体制を確立する責務があります。

国は、平成9年7月の『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画において、学校教育、社会教育、企業その他一般社会における人権教育を推進することとしており、「人権教育を進めるに当たっては女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの諸課題に積極的に取り組む」こととされています。

また、平成14年3月策定（平成23年4月変更）の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権一般の普遍的な視点からの取組と並んで、各人権課題に実践的に取り組んでいくこととしており、なかでも同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう啓発を推進しています。

島根県としては、これまでも就職の機会均等を完全に保障するため、公正な採用選考システムの確立を推進してきました。また、平成20年10月には「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」を策定し、これに基づいて企業等における人権教育・啓発を推進しています。

しかしながら、本県におきましても、新規学校卒業者の採用選考において、応募者の適性と能力に基づかない不合理な採用選考が行われるなど、依然として就職差別につながる事象がみられるところです。

事業主の皆様におかれましては、これらのことを十分認識いただき、企業としての社会的責任を果たすためにも、基本的人権の大切さや様々な人権問題について正しい理解と認識のもとに、就職差別の解消に向けて公正な採用選考システムを確立されるとともに、人権が尊重される職場づくりに向けて、主体的・自主的な活動を推進いただきますようお願い申し上げます。

この冊子は、企業の皆様に、公正な採用選考を実施していただくための手引き書として作成したものです。広く事業主の皆様に御活用いただければ幸いです。

平成29年3月

目 次

第1 公正な採用選考の実現のために	1
第2 企業における公正な採用選考の取組	15
第3 基本的人権とさまざまな人権課題	33
第4 同和問題の理解のために	40
〈参考資料〉	43